

奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金条例の一部を改正する条例

奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金条例

第一条中「の施設」を「の施設等」に改め、「の整備」の下に「並びに南和広域医療組合が設立当初に行う公立病院等の施設等の整備に係る市町村の財政負担の軽減」を加え、「奈良県立医科大学及び県立病院施設整備基金」を「奈良県立医科大学及び県立病院並びに南和地域公立病院等整備基金」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。